

「池田町ハラスメントの防止等に関する条例（仮称）」の骨子（案）について

【条例の趣旨】

職場におけるハラスメントは、組織全体の円滑な業務遂行を阻害して、行政サービスの低下による町民への不利益をもたらしかねない重大な人権侵害行為です。いずれも全体の奉仕者である町の職員、町長等及び議員は、本町の職場におけるハラスメントを防止し、健全で風通しの良い職場環境を確立するため、条例を制定するものです。

【主な制定内容】

1. 目的

職員、町長等の特別職及び町議会議員が互いに信頼関係を構築し、人権を尊重し合っていくべきであることを示し、それぞれの能力を発揮することができる良好な職場環境を確立することを目的する。

2. 定義

- ・ハラスメントは、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他誹謗、中傷、風評等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為であることを定義。
- ・「職場」は、出張先や職場の宴会など、実質的に職場と同視すべき場所でのハラスメントもこの条例の対象になるよう定義。

3. 各主体の責務

【町長等】

- ・町長は、法律や町の規定や指針等に基づき必要な体制の整備、事案が起こったときの必要な措置を適切かつ迅速に措置を講じる。
- ・副町長は、町長を補佐する立場として、町長の措置や体制整備を実施。
- ・教育長は、学校現場を含む教育行政の運営において、町長と同様に町の規定や指針等に基づき、各種体制の整備、必要な措置を行う。

【議長の責務】

- ・議長は、ハラスメント行為によって議会の機能が害されないよう、議会内でのハラスメント防止に努めるほか、議員に対するハラスメントが発生した際には適切に対応する。

【議員の責務】

- ・議員は、町民の代表者であり、全体の奉仕者として、相手の人権を尊重し、信頼関係を築くことで、ハラスメントの防止に努める。

【管理監督者の責務】

- ・管理監督者は、職場におけるハラスメント行為の防止や排除に努め、事実確認

等の調査等、必要な措置を講じる。

- ・苦情等の申出、調査への協力等した職員が職場において不利益を受けることがないように配慮する。

【職員の責務】

- ・職員は、他の職員に対し、互いの人権を尊重しなければならない。
- ・職員のうち、係長職等でその他の職員を監督する立場にある者は、ハラスメントの防止に努め、管理監督者とともに必要な措置を迅速かつ適切に講じる。

4. 指針

- ・町長は、ハラスメントに関し、職員が認識、遵守すべき事項及び職員に行うべき対応等について指針を定め、周知徹底を図る。

5. ハラスメントの防止

- ・本町に勤務する全ての者（一般職、特別職を問わず本町の職員）に対し、ハラスメント行為を禁止する。
- ・指定管理者や委託業務などで、本町の行政サービスを担う民間企業や、本町と契約関係にあり町内で工事を請け負う企業等の労働者を含む。
- ・職員でない者との関係においてもハラスメント行為を明確に禁止する。

6. 申出の手続き

- ・総務課や第三者相談窓口で書面、口頭等により申出することができる。
- ・ハラスメントを受けた職員が特別の事情により申し出ることができない場合は、当該ハラスメントの事実関係を認識している者が申出できる。

7. 第三者調査委員会

- ・当事者が特別職及び議員である場合は、第三者調査委員会を設置し、事実認定について調査審議する。

8. 個人情報の保護

- ・ハラスメントの当事者、関係者のプライバシーは守られる。

9. 対応措置

- ・特別職、議員の場合は行為の事実を公表する
- ・職員の場合は、懲戒処分等を行う。

10. 研修

- ・ハラスメント防止のための研修を実施する。

11. 施行期日

令和6年第4回定例会に条例案を上程予定。